

報 告 要 旨

1 判断基準

- (1) ①シンポに関し、反対派を排斥することを目的とする動員は、不適切である。
②シンポに関し、業務上必要とされる数を超えて北電社員や関係会社の社員を動員することは、シンポ開催目的からして不適切である。
- (2) ①質問要旨、意見要旨を記載した書面を渡して、シンポジウム会場での質問を依頼し又は意見募集に応じて意見提出するよう依頼することは、不適切である。
②北電社員が第三者を装って(匿名を含む)意見を提出することも、不適切である。
- (3) 北電が、シンポジウム会場で社員にアンケートに回答するよう要請すること及び社員がアンケートに回答することはシンポ開催目的からして不適切である。

2 ご意見を伺う会 (H20.5.30~6.1) について

- (1) 北電 11 名、関係会社 4 名計 15 名の動員が予定されたが、判断基準(1)②に該当し、不適切であった。
- (2) 北電が作成した質問要旨と同内容の質問をした者が泊会場で 2 名、神恵内会場で 1 名確認されたが、判断基準(2)①に該当し、不適切である。
- (3) 本店電源立地部、泊渉外課外の組織的関与があった。電源立地部長の関与の疑いが濃厚であるが、取締役ら上層部の関与は見出せなかった。
- (4) 会場発言、アンケート回答を合わせ延べ 132 名から 199 件の意見が提出されたが、動員、質問準備によって意見等を歪めることに繋がったと認めるに足りる証拠はなかった。

3 国シンポジウムについて

- (1) 泊会場で参加証が発行された 493 名のうち反対派排斥を目的とした不適切な動員予定は、143 名認められた。このような動員予定は判断基準(1)①に該当し、不適切である。なお、出席した北電社員は 92 名であった。

- (2) 北電が作成した質問要旨を手渡された者は12名、そのうち質問をした者が3名おり、うち2名が質問要旨に沿った質問をしたが、このような質問準備は判断基準(2)①に該当し、不適切である。なお、この質問準備にはエネ庁の関与があった。
- (3) 出席北電社員92名の相当数がアンケートに回答した可能性が大きいが、具体的に何名が回答したか特定できるに足りる証拠はなかった。
- (4) 電源立地部、渉外課外の組織的関与があった。電源立地部長の指示があった疑いが濃厚である。本店原子力部長は動員を知っており、質問準備も黙認していた。常務取締役発電部長は、質問準備を黙認した。なお、取締役が積極的に指示したことは認められなかった。
- (5) シンポ会場で行われたアンケート(回答母数158名)については、北電社員92名が回答した可能性が大きく、結果を歪めた可能性は大きい。また、会場質問の結果は、推進派5名、反対派3名であったが、北電の発言準備、会場をブロック分けしたうえでの座席配置など事前準備の周到さに鑑みると、質問人数の割合について影響を与えた可能性がある。

4 道シンポジウムについて

- (1) 岩内会場(定員500名)には社員60名を含め地元在住の300名の動員が予定され、本社からも30名の社員の動員が予定された。これらの動員は判断基準(1)②に該当し、不適切である。なお、これらの社員のうち実際に何名が出席したかは不明であるが、参加者総数は岩内会場が381名、札幌会場が88名であった。
- (2) 北電が作成した質問要旨を手渡された者は8名、そのうち質問をした者が2名おり、同人らは質問要旨に沿った質問をしたが、このような質問準備は判断基準(2)①に該当し、不適切である。
- (3) 動員対象者には、アンケートに推進意見や肯定的意見を記載するよう要請がされたが、これは判断基準(3)に該当し、不適切である。
- (4) 電源立地部、渉外課、原子力部外の組織的関与があった。動員、質問依頼については、電源立地部長の指示があった疑いが濃厚であり、動員、アンケートについては本店原子力部長も黙認していた。取締役が積極的に指示したことは認められなかった。
- (5) アンケート回収数は、岩内、札幌を合わせ237であり、「アンケー

トの「疑問を十分取り上げられていたか」との問いに対する「そう感じる」、「だいたいそう感じる」との回答は、合計 51%であり、「プルサーマル計画に対する理解は深まったか」との問いに対する「深まった」、「だいたい深まった」との回答、合計 55%であった。しかし、動員社員 60 名のうち出席が確認された原子力部 30 名の大部分がアンケートを提出したとすると、このアンケート結果に少なからず影響を及ぼした可能性がある。

また、会場質問者の発言内容は、推進派 3 件、反対・慎重派 6 件であったが、意見準備がなかったとすると、質問数の差はますます拡大していた可能性がある。

5 意見の提出

(1) 第 1 次意見募集 (5. 19～6. 13) については、関係資料がなく不明である。

(2) ア 第 2 次募集 (6. 16～7. 11) については、電源立地部、渉外課が 17 の意見例を作成したことが認められる。また、北海道から、地元から反対派の主張を打ち消す意見がほしいという趣旨の発言があったことは否定しがたい。これらからすると、依頼先や規模は明らかでないものの、意見提出の依頼がなされたものと考えられ、判断基準(2)①②に該当し、不適切である。

イ 電源立地部、渉外課の組織的関与があった。電源立地部長、取締役の指示があったことを認めるに足りる証拠は見出せなかった。

(3) 意見は、第 1 次、第 2 次一括して整理されていること、依頼に係る意見書が特定できないことなどからすると、意見の集約結果を歪めることに繋がったかについては不明である。

6 中間報告に関する意見募集

(1) 渉外課では、9 月下旬地元関係者、社員合わせ 80 通の意見提出が予定され、30 の例文が作成された。また、本社においても、10 月初旬、特別経営職・経営職に対し 60 件 (一人 3 件) の意見提出の要請がなされた。さらに 10 月下旬全社で 200 件の意見提出が進められた。このような経過により、意見提出が行われたが、現実に何通提出されたかは不明であるが、少なくとも 18 通の提出が確認された。このうち 4 通は匿名であった。これらの意見提出準備は、判断基準(2)①②

に該当し、不適切である。なお、本人に無断でその意見書を提出した例が4件確認された。

- (2) 電源立地部、渉外課、原子力部外の組織的関与があった。電源立地部長の指示があった疑いが濃厚であり、原子力部長の黙認が認められる。取締役が積極的に指示したことを認めることはできなかった。
- (3) 応募のあった意見数は221通である。泊・原子力部だけでも100通を提出する準備が進められており、集約結果を歪めた可能性が相当程度認められる。

7 原因分析

- (1) 北電が安全性関し説明責任を負担しているという認識の不足
プルサーマル発電の安全性に関する説明を尽くすことなく、その場での多数を占めることによって収束させようとした。
- (2) 行政作用へ関与していることの認識不足
本件シンポジウム等は、本来、公正、透明であるべき行政作用ないし行政プロセスであり、これに関与しているという意識が希薄
- (3) コンプライアンス意識の不足
書面を渡しての質問、意見依頼は、書面に北電の意思が入る。反対派排斥目的の動員が不相当であることは自明。社会的相当性に対する理解が不足している。
- (4) ガバナンス不全・規範の不存在
不適切行為を禁止する規範を策定するべきであった。役員らは不適切行為を気付き得たし、阻止し得た。

8 再発防止策

- (1) 科学的・技術的観点からの説明責任の深く認識すること
- (2) シンポジウム等は、公正、透明であるべき行政作用、行政プロセスであり、これを損なわないよう配慮、協力すること
- (3) 質問・意見依頼、動員を禁止する規範ないし準則を策定し、周知徹底すること
- (4) 部・課の独走、逸脱に対し必罰をもって臨み、トップの意向を徹底するなどガバナンスを強化すること
- (5) 行政との間は、適度な距離と緊張を保ち、自律的な行動をとること